

電磁的方法による書面の提供等に関する説明書

関係する法律や条例と対象書面

本件に関係する法律や条例と対象となる書面は以下の通りです。(全部もしくはいずれかに該当)

法律や条例	書面
宅地建物取引業法三十五条	重要事項説明書
宅地建物取引業法三十七条	契約締結時書面
借地借家法三十八条	契約期間等に関する説明書
東京における住宅の賃貸借に係る紛争の防止に関する条例/平成十六年東京都条例第九十五号	紛争防止条例に関する説明書

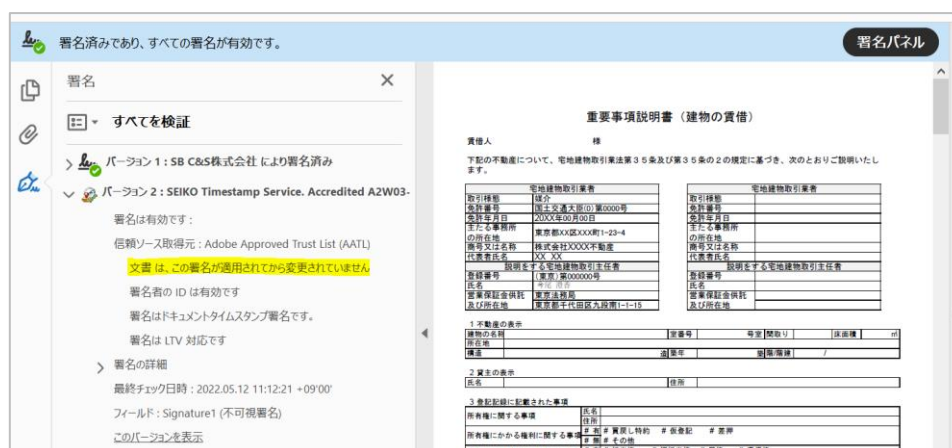
書面を提供する方法

PDF形式の書面をWebページからのダウンロード形式により提供します。

もし内容に変更があった場合は再度提供させていただきます。

ご用意いただく機器やソフトウェア

パソコン、タブレット端末、スマートフォン等のWEBサイトやPDFファイルの閲覧が可能な端末をご用意ください。書面の非改変や作成日時はパソコンのAcrobatReaderの署名パネルで確認できます。



電磁的方法による提供の拒否や中止

本件への同意後に電磁的方法による提供を拒否する場合は、書面又は電子メール等で申請が必要となります。尚、機器や回線トラブル等が生じた場合には書面（紙）による交付に代える場合があります。

説明の実施方法に関して

書面に記載された内容への説明が必要な場合において、説明をテレビ会議システム等を用いてオンラインで実施させていただく場合がございます。(機器や回線トラブル等が生じた場合にはオンラインでの実施を中止させていただく場合がございます。)